



令和6年度 東近江市立蒲生西小学校 いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年3月に「滋賀県いじめ防止基本方針」が策定されて以降、本校においても、積極的ないじめ認知につとめてきました。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットへの動画投稿や無料通話アプリの利用等によるいじめも加わり、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。

本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として「いじめ防止基本方針」を策定し、教職員一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚して、いじめの問題に組織的に取り組んでいます。

令和4年12月に生徒指導提要が改訂されたことを受けて改訂を加え、今後も学校基本方針や年間計画は、PDCAサイクルに基づき見直します。

I 基本理念等について

(1) いじめの定義

いじめは、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。

児童に対して、当該児童が学校等で、当該児童と一定の人的関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものです。

なお、起こった場所は学校の内外を問いません。 <いじめ防止対策推進法>



(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題です。児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として、いじめ防止等の対策が行われなければなりません。

全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにすることは必要です。そのため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等の対策が、行われなければなりません。

いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して、いじめ防止等の対策が、行われなければなりません。

(3) 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念に基づいて、学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務があります。

いじめの認知を正確に行う
「いじめの芽」「いじめの兆候」についても
定義に従い、いじめと認知

いじめの認知件数が多いこと = 教職員の目が行き届いていること
積極的に認知（いじめの認知件数が増える） → 早期対応を行う

組織で認知

迷うこと疑問に思うことを
自由に発言
情報共有

組織で対応



II 組織等について

(1) 校内組織

いじめ対策委員会

校長・教頭
教務主任・生徒指導主任・
教育相談・人権教育・
養護教諭・特別支援教育コーディネーター
学年主任
該当学級担任

+

該当学年担任(特別支援学級担任)
スクールソーシャルワーカー
スクールカウンセラー
スクーリングケアサポーター
地域の専門家 外部専門家
教育委員会担当主事 等

いじめの防止等の取組の実施にあたっては、生徒指導員会、教育相談委員会、人権教育委員会等と役割分担し、連携して取り組みます。

(2) 役割

・いじめが起きにくい、いじめを許さない
環境づくり

(学級担任 学年主任)

日常の児童理解、安定した
学年・学級経営

(研修主任)

授業改善によるいじめ防止
集団作り

・年間計画の作成、取組の実行、検証、
修正

(教務主任)

研修計画 共通理解を図る

(生徒指導主任)

取組の進捗状況確認
情報収集

・早期発見、いじめの相談等の窓口

(養護教諭 教育相談)

SCとの情報交換、連携
被害児童、保護者へのケア

(特別支援教育コーディネーター)専門性を活かした児童理解

・いじめの疑いに対する情報や児童の
問題行動に係る情報の収集と記録

(生徒指導主任)

いじめ実態調査の準備、実施
調査結果の確認

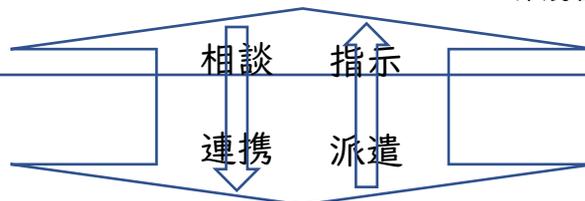
(管理職)

加害児童に対する組織的、継続
的な観察指導(担任とともに)

・組織的対応の中核

(管理職)

関係諸機関への報告、連携
警察への相談、通報
保護者会の開催運営



(市教育委員会 学校問題対策室)
(SC) (SSW) (相談員)

.....

(警察)

.....

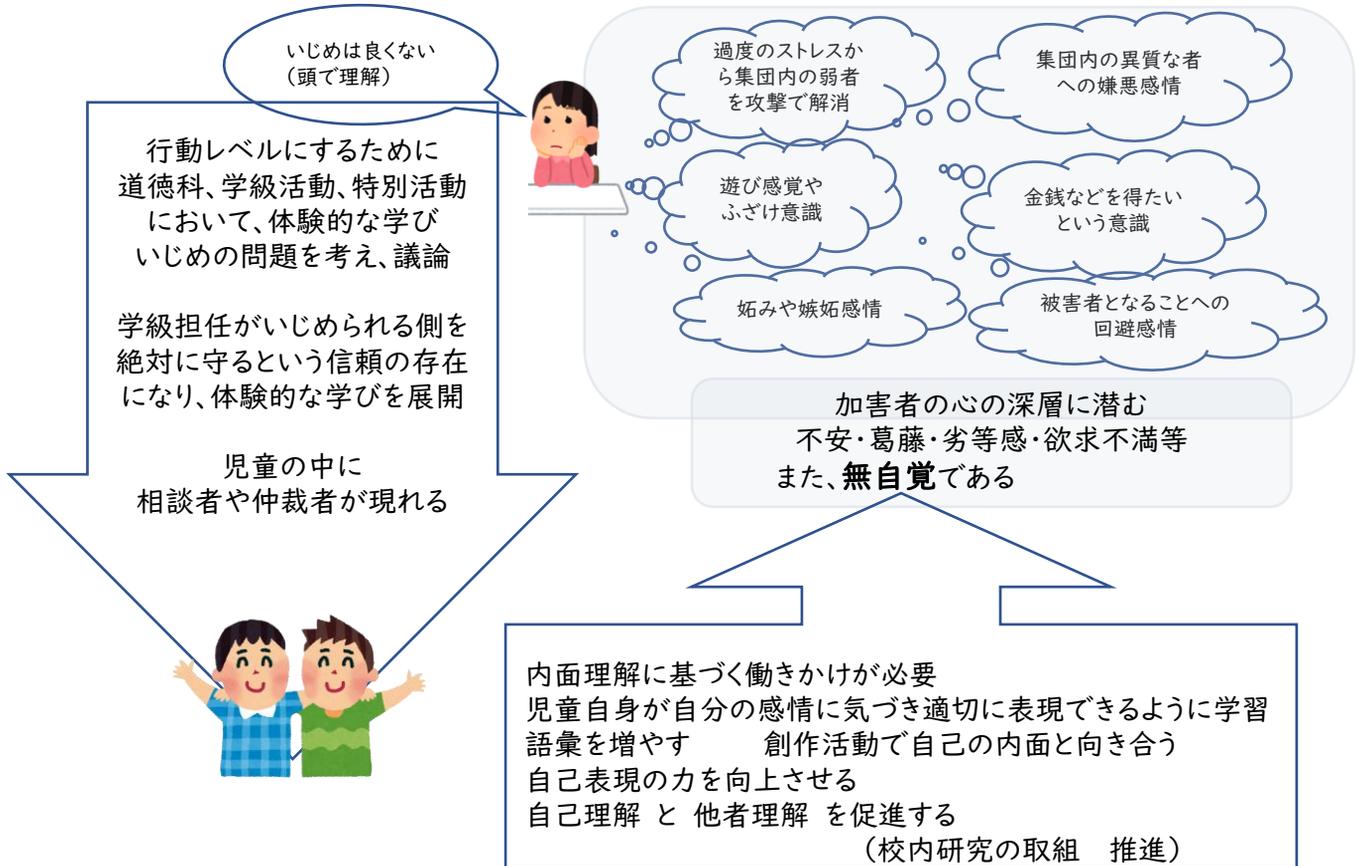
(第三者委員会)

Ⅲ 取組について

(1) 未然防止

「児童がいじめに向かわない態度・能力を身につけられるように」「いじめを生まない環境づくりをすすめる」ために、生徒指導はもとより、各教科で学習、道徳科や特別活動、体験学習などを通じて、全ての児童がいじめをしない力を身につけるように、継続的に働きかける。

また、発達段階に応じて法律の意味や役割についても指導する。



(2) 早期発見

いじめの早期発見は、児童のささいな変化に気づき、気づいた情報を確実に共有し、情報に基づき速やかに対応することです。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要であります。併せて定期的な面談や各種調査を併用します。なお、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとします。

- ①朝・帰りの会や授業中などの観察
 - ・出席をとるときの声、表情
 - ・健康観察、保健室等での様子
- ②個人面談の実施
 - ・教育相談週間の設定
- ③生活行動アンケートの実施
 - ・1,2学期に1回実施(7月、11月)
- ④教育相談担当 養護教諭 専科教員 等 殿連携
 - ・児童の様子の変化の把握

(3) 相談・通報

- ①「いじめの芽」「いじめの兆候」についても定義に従い、いじめと認知
- ②学年主任 生徒指導主任 に相談 報告
- ③担任、学年主任等、生徒指導、管理職によりいじめの判断
- ④ 被害児童のケアについて相談 (保護者との連携)
並行して
- ④教育委員会へ報告 相談
- (4)いじめ認知後の対応へ

(4) いじめ認知後の対応

- ① いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。
- ② 校長は、いじめの報告を受けた場合は、いじめ防止対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。
- ③ いじめられた児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
- ④ いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- ⑤ 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。
- ⑥ 校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。
- ⑦ いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上のいじめの防止、早期発見のための取組等
 - ・教員に対し、インターネットを通じて行われるいじめの現状や危険性および効果的な対処に関する研修を実施し、対応力を高めます。
 - ・児童や保護者に対し、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組を周知します。
 - ・児童生徒に対し、情報モラルや情報リテラシーに関する教育を推進します。
 - ・保護者に対して、ネット上のいじめについての理解を促します。
- ② ネット上のいじめへの対処
 - ・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報して連携し、必要に応じて法務局に協力を要請します。

IV 重大事態への対応

(1) 困難課題ケースを重大事態に発展させないために SC SSWを交えたケース会議の早期実施

- ① アセスメント(いじめの背景にある人間関係、被害児童の心身の傷つきの程度、加害行為の背景、加害児童の抱える課題等)
- ② 被害児童への援助方針 加害児童への指導方針 周囲の児童への働きかけ方針
- ③ 被害児童及び保護者へ 確認された事実と指導・援助方針の説明
- ④ (被害児童及び保護者の同意の上) 援助・指導プランの実施
- ⑤ モニタリング(3ヶ月程度の期間 丁寧な見守り 心理的状态の把握 経過報告)
 - ・教育委員会等への報告
 - ・情報の整理 記録 の作成、保管

(2) 重大事態への対応

- ・教育委員会への報告
- ・いじめ対策委員会の招集 情報の確認 対応に決定 全教職員による共通理解 関係機関との連携
- ・被害児童に対する関係機関による保護と加害児童等への指導
- ・警察への通報、相談
- ・いじめ対策緊急保護者会の開催

V 警察との連携

学校と警察は、児童を加害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ等、児童の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制の構築が求められます。

(1) 学校と警察が日常的に情報共有や相談を行える体制の構築

- ・ 重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、学校は、いじめが児童の生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがあることを十分に認識し、いじめ防止対策推進法第23条第6項に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めていきます。
- ・ 学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、被害児童生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察に相談・通報を行うことがあります。
- ・ インターネット上のいじめが増加しており、児童ポルノ関連のいじめは被害の拡大を防ぐため、警察に相談・通報します。
- ・ 学校では取扱いの判断が困難な事案も多く、個別事案に係る日常的な情報共有や相談・通報ができるようにしています。

- 学校・警察連絡員の指定（緊急時を含め日常的に情報共有や相談・通報が可能な連携体制）
- 三者連携協議会等の活用（学校と警察と教育委員会で認識を共有し、積極的な相談を促進）
- スクールサポーターの活用（学校と警察のパイプ役として有効なスクールサポーターの活用）

(2) 被害の拡大や二次的な問題の発生防止の推進

- ・ 被害児童に対しては、徹底して守り抜くとの意識の下、SC、SSWや医療機関とも協力しつつ、被害の拡大や二次的な問題の発生を防ぐとともに、落ち着いて教育を受けられる環境の確保や不登校等の場合における学習面での十分な支援にも留意します。
- ・ 加害児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応します。いじめの背景に虐待や発達障害等がある場合もあり、アセスメントを行いつつ、適切な支援を実施します。
- ・ 外部の専門機関を活用することも有効であり、少年センター（あすくる）や警察機関等との連携します。

(3) 保護者への啓発

- ・ 学校だよりや保護者懇談会等の機会を通じて、いじめ対応における学校への協力を求め、「学校いじめ防止対策基本方針」や相談窓口の周知を行うとともに、法律におけるいじめの定義や保護者の責務等も周知していきます。
- ・ 重大ないじめ事案等における警察との連携についても保護者に周知していきます。
- ・ いじめを認知した際は、事実関係を確認し、保護者への丁寧な情報共有を徹底し、特に、加害児童の保護者への説明が十分に行われていない実態があることから、迅速に情報提供し、保護者と協働で指導支援を行っていきます。

(4) いじめ重大事態の際

- ・ いじめの重大事態の際は、法律に則り、市長部局、教育委員会、警察等関係機関と緊密に連携をとり、指示に従って対応します。
- ・ 調査の実施にあたっては、市長部局、教育委員会、警察、第三者委員会等の指示に従い、応じて行きます。